

第 9 次水質総量削減計画（素案）について

1 要旨・目的

- 水質汚濁防止法に基づく法定計画である水質総量削減計画について、令和 4 年 1 月に国が定めた方針に対応した第 9 次計画を策定する。
- 本計画においては、恵み豊かな瀬戸内海の実現に向け、栄養塩類（窒素・りん）と水産資源の関連性に関する科学的知見の集積を目的とした、様々な検討や実証が円滑に行われる環境を整備するため、新たに下水道業における能動的 management 運転の実証試験に特化した基準を創設する。

2 現状・背景

- 水質総量削減制度は、人口、産業の集中等により汚濁が著しい閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和 54 年から 8 次にわたり実施されている。
- これまでの取組により、瀬戸内海の水質は多くの地域で一定の改善がみられたものの、一部の海域で栄養塩類の不足等による水産資源の減少が指摘されており、現在の水質を悪化しないように留意しつつ、科学的根拠に基づいた栄養塩類の管理が求められている。

3 計画（素案）の概要

(1) 策定に当たっての考え方

ア 計画については、環境大臣が定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に即して、現在の水質を悪化させないことを目途として目標量の達成を図る。

イ 計画に基づく総量規制基準については、様々な検討や実証が円滑に行われる環境を整備するため、下水道業において能動的 management 運転の実証試験に特化した基準を創設する。

(2) 目標量(国の方針において設定)

(単位：t/日)

| 区分 | 化学的酸素要求量 | | 窒素含有量 | | りん含有量 | | |
|----|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----|
| | 第 9 次 (R6) 目標 | 参考 | 第 9 次 (R6) 目標 | 参考 | 第 9 次 (R6) 目標 | 参考 | |
| | | 第 8 次 (R1) 実績 | | 第 8 次 (R1) 実績 | | 第 8 次 (R1) 実績 | |
| 合計 | 40 | 42 | 42 | 42 | 2.5 | 2.5 | |
| 内訳 | 生活系 | 13 | 15 | 13 | 13 | 1.2 | 1.2 |
| | 産業系 | 20 | 20 | 11 | 12 | 0.5 | 0.5 |
| | その他 | 7 | 7 | 18 | 17 | 0.8 | 0.8 |

(3) 計画に基づく総量規制基準の設定

- 総量規制基準（C値）は、国が業種ごとに定めた上限値及び下限値の範囲内で県が定めることとされている。
- 改正瀬戸法による適切な栄養塩類管理を行っていくためには、栄養塩類と水産資源の関連性に関する科学的知見の集積等が必要であることから、特定の海域において様々な検討や実証が円滑に行われる環境を整備するため、今回、下水道業について、冬季における能動的 management 運転の実証試験に特化した基準を創設する。
- なお、下水道業以外の総量規制基準値については、現行基準を継続する。

図1 下水道業におけるC値を変更した場合のイメージ

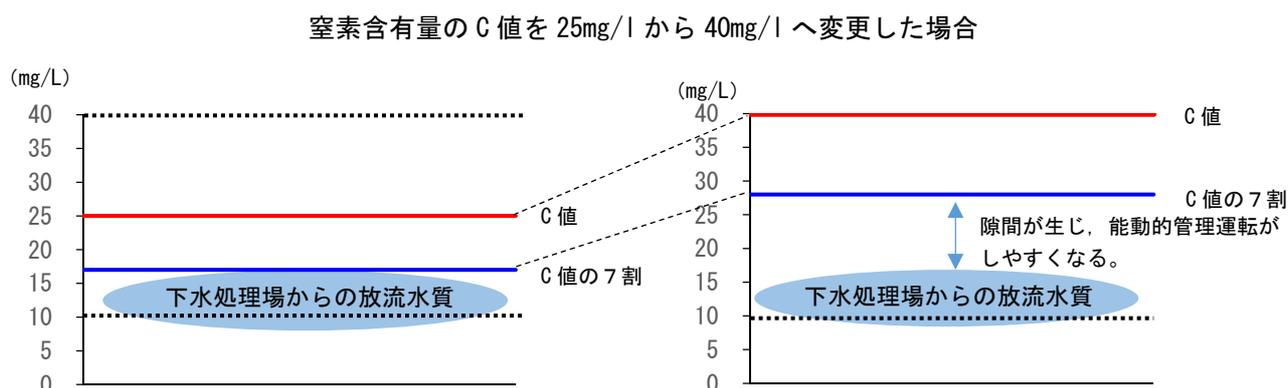


表1 下水道業（通常処理）におけるC値を変更した基準案

| 区分 | 窒素含有量 (mg/L) | | りん含有量 (mg/L) | |
|-------|-----------------|-----|-----------------|-----|
| | 既設 | 新增設 | 既設 | 新增設 |
| 現行基準 | 25 | 20 | 3 | 2 |
| 変更基準案 | 通常 | 25 | 3 | 2 |
| | 実証試験（冬季） | 40 | 30 | 4 |

(新設)

(4) 目標達成のための方途等
別紙のとおり

(5) 根拠法令
 水質汚濁防止法第4条の3（総量削減計画）
 水質汚濁防止法第4条の5（総量削減基準）

4 スケジュール

| 年月 | 内容 |
|-----------|---|
| 令和4年6月～7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町、関係団体等への意見聴取 ・パブリックコメント ・環境大臣へ協議 |
| 令和4年10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定、公表、総量規制基準の施行 |

第9次水質総量削減計画（素案）の概要について

1 次期計画の概要とポイント

(1) 記載する項目と内容

環境大臣が定める基本方針及び水質汚濁防止法に定められた計画の記載事項に基づき、発生源別の汚濁負荷量の削減目標量、削減目標量の達成の方途などについて定める。（現計画と同様）

(2) 見直しのポイント

適切な栄養塩類管理を行っていくためには、栄養塩類と水産資源の関連性に関する科学的知見の集積等が必要であることから、様々な検討や実証が円滑に行われる環境を整備するため、実証試験に特化した基準を創設する。

| 項目 | 内容 | 主な変更内容 | | |
|----|----------------|--------------------------|---|--|
| | | 改正（案） | 現行 | |
| 1 | 目標年度 | 令和6年度 | 令和元年度 | |
| 2 | 削減目標量の達成のための方途 | 生活排水対策 | 下水道の整備等 処理人口： <u>2,044</u> 千人（広島県污水適正処理構想に基づく目標のうち指定地域分推計値） | 下水道の整備等 処理人口：1,897千人（広島県污水適正処理構想に基づく目標のうち指定地域分推計値） |
| | | | その他の生活排水処理施設の整備 ・浄化槽の設置及び、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進 | |
| | | | し尿処理施設の整備 ・市町の一般廃棄物処理計画に基づき整備するとともに、維持管理の徹底を促進 | |
| | | | 一般家庭における生活排水対策 ・単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換、合併処理浄化槽の適正な維持管理の徹底 | |
| | | 産業排水対策 | 指定地域内事業場に係る対策 ・排水水質の実態や排水処理技術の水準等を勘案し、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底 | |
| | | 情報発信とその周知及び普及、啓発等 | 環境学習を推進するとともに、ホームページ等、あるいは環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等を通じて、水質保全意識の普及、啓発 | |
| | | その他 | 水質管理の取組の推進 ・栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究及び 国が示すガイドライン 等を踏まえ、水質環境基準の達成状況等を考慮したうえで、 科学的根拠に基づいた栄養塩類の供給方策 を検討 ・ 検討や実証が円滑に行われる環境を整備するために、実証試験に特化した基準を創設 | 水質管理の取組の推進 ・栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究等に基づいて、国から在り方が示された場合は、水質環境基準の達成状況等を考慮したうえで、必要な対策を検討 |